



慶應義塾大学ビジネス・スクール

森永乳業株式会社 (A)

ヒ素ミルク事件発生

昭和30年8月24日の全国紙朝刊は、この年の初夏頃から西日本一帯に発生していた乳幼児の奇病の原因が森永乳業株式会社徳島工場製のドライミルクの中に含まれていたヒ素によるものであることを一斉に報じた。

この年の6月頃から、岡山県を中心に、近畿、中国、四国一円で、発熱、下痢、発しん貧血、腹部膨張などの症状をもつ乳幼児が多数現われ、原因不明の奇病とさわがれていたものであった。この奇病が人工栄養児に集中していることに注目した岡山赤十字病院では、8月13日頃になって、患者が森永粉ミルクの愛用者に限られていることに気づき、この奇病を「M貧血」と名づけたりしていた。その後、岡山大学附属病院に入院していた奇病の乳児2人が死亡し、その解剖が8月20日、21日の両日に行なわれたが、その結果、この奇病は重金属中毒の疑いが出てきた。そして、さらに調査・分析を進めていた岡山大学医学部小児科学教室（浜本英次教授）が、8月23日、「中毒の原因は森永粉ミルク中に含まれていたヒ素である」ことを、岡山県衛生部へ届け出たため、翌日の新聞報道となったのであった。この年の3月に発生した、雪印乳業株式会社の粉ミルクによる学童集団食中毒がまだ記憶に新しいうちに起った事故であった。

岡山県衛生部からこの報告を受けた厚生省公衆衛生局では、24日午後、森永乳業に対して、徳島工場の製品（MF印）にかぎり販売中止を通達、一般家庭に同工場製品を使用しないように指示を発するとともに、関係各方面に実状調査方を指示した。

新聞、ラジオ、そしてこの頃普及の途についたばかりのテレビも連日この事件をとりあげた。そして実状が明らかになるにつれて判明した被害者の数は、

8月24日	発病	100名	(うち死亡	3名)
8月25日	同	460名	(同	11名)
8月26日	同	1,000名	(同	23名)
10月11日	同	9,926名	(同	62名)
12月9日	同	11,891名	(同	113名)

と拡大し、昭和31年6月9日の厚生省発表では、発病者数12,131名(うち死亡130名)にまでのぼった。

このケースは、クラス討議の基礎資料として、慶應義塾大学ビジネス・スクール専任講師小野桂之介が作成したものであり、経営管理上の適切または不適切な処理を例示しようとするものではない。なお、本ケースの作成に際しては、日本コカ・コーラ株式会社の援助を得、慶應義塾大学大学院の大西恭二、奥山雅和、および植村輝樹等も協力した。(1973年5月作成)

事件公表の直後 8 月 27 日の朝日新聞がこの事件をとりあげて論じた社説を附録 1 に示す。

ヒ素混入経路と刑事責任

奇病の原因は明らかにされたが、ヒ素がどのようにして粉ミルクに混入したのかという経路はなかなかつかめなかった。8 月 25 日、ミルクの添加剤を分析していた徳島県衛生部が、白石工業社製のカルシウムから 0.5 ppm のヒ素を検出したと発表した。これはその後厚生省の立入り検査で“シロ”と判断された。

8 月 28 日正午、厚生省と徳島県衛生部に届出ると同時に森永乳業の七海常務取締役と田中技術部長が記者会見を行ない、次の諸点を発表した。

- (1) 乳質の安定剤として使用していた第二リン酸ソーダからヒ素を検出した。
- (2) この第二リン酸ソーダは、大阪の松野製薬が製造したものを徳島の協和産業を通して購入していたものである。
- (3) いつも同じ仕入れ先であるし、これまでも何ら問題がなかったので、一々化学的検査もせず、局方のものと信じて使用していた。
- (4) ヒ素が混入している可能性のあるのは、MF 罐（徳島工場製）のみである。
- (5) 森永乳業の松本、平塚両工場では、第二リン酸ソーダを使用しておらず、福島工場では純度の高いものを使用している。

この席上、七海常務は、「従前から広く使われている薬で、この中にヒ素が混入しているなどということは、万に一つも考えられないことだった。いずれにしてもこちらにも不注意があったことはたしかで、何とお詫びしてよいか分らない」と語った。

森永乳業のこの発表に対し、第二リン酸ソーダを納入した協和産業の側は、次のように反発した。「第二リン酸ソーダは、徳島工場から時々注文があるので納めている。これは劇薬でも毒薬でもない。森永乳業が何に使っているのか全く知らないが、普通は緩下剤や洗剤などに使うものだ。徳島工場でもこの薬品は原料試験をした上で使用しているはずだ。純粋の規格品でも 100g について 0.0005g のヒ素が入っているが、私の方では森永さんの使用目的がはっきりしないので規格品は納めておらず、したがってヒ素の含有量も規格品より多いわけです。」

厚生省は、8 月 29 日、当事件に関する緊急会議を開き、今度の森永乳業の行為は、食品衛生法第 4 条に規定されている「食品または添加物に有毒な物質の含まれているもの、または付着しているものを使用してはならぬ」に違反しているものとして、徳島県衛生部に告発を指示した。⁽¹⁾ さらに、翌 8 月 30 日には、徳島工場の 3 カ月間営業停止処分（9 月 15 日～12 月 14 日）を発表した（ただし、工場閉鎖は牛乳の生産者を圧迫すること

(1) ただし第二リン酸ソーダの使用は、食品衛生法で禁じられていなかった。

になるので、この間同工場は、全国酪農業協同組合連合会が、厚生省の監視下で練乳の生産を行なうことになった)。

一方、徳島県警察本部の特別捜査本部は、8月29日山口徳島工場長、小山同製造課長を任意出頭させ調査を開始し、今津協和産業代表者も参考人として事情聴取された。また、同特捜本部は、同日、徳島工場を捜索し、第二リン酸ソーダ約50kg、帳簿、注文関係書類などを押収した。そして、小山製造課長は同日、山口工場長は翌8月30日、さらに8月31日には5月まで徳島工場長だった大岡大阪工場長らが、それぞれ業務上過失致死傷害容疑で逮捕された。9月2日には、小坂製造係主任が任意出頭調査を受け、9月3日には、大野代表取締役、荻原常務取締役生産部長、鈴木取締役市乳部長、田中技術部長ら本社首脳陣の取調べも行なわれた。

これら一連の取調べ、調査の結果、さらに次のような諸点が明らかにされた。

- (1) 第二リン酸ソーダは、5年ほど前から、徳島工場が自主的にテストし、昭和28年4月から使用していた。
- (2) 同工場の使用していた第二リン酸ソーダはすべて協和産業がキロ当たり170～195円で納入したもので、過去13回の納入中ヒ素の含まれていたのは同年4月、5月、7月の3回分であり、それ以前の納入分と6月に納入された分は、正常の第二リン酸ソーダであった。⁽²⁾
- (3) 第二リン酸ソーダのほか、炭酸ソーダ、過酸化水素なども安定剤および防腐剤として使用していた。

徳島地方検察庁は、9月20日小山製造課長と大岡前徳島工場長を起訴、さらに12月10日には小山製造課長、中島技術部検査課長を過酸化水素使用の件で起訴したが、⁽³⁾ 本社の刑事責任はないものと判断した。

11月6日、森永乳業から入手した添加物を分析していた国立衛生試験所は、その分析結果を厚生省に報告したが、これによると、それまで第二リン酸ソーダと呼ばれてきた問題の添加物は、ヒ酸ソーダ(17%)、第三リン酸ソーダ(28%)、第二リン酸ソーダ(5%)、結晶水その他(50%)という成分構成の複雑な化合物で、化合物としてはこれまで取り扱われていない毒物に相当するものであるとのことであった。この発表に対し、森永乳業の七海常務は、「国立衛生試験所の検査の結果毒物に相当する特殊な化合物だったそうですが、本社の検査でもだいたい同じ結果がでていました。私の方は、あくまで同じレッテル、価格のものを信用して使っていたわけで、第二リン酸ソーダではない激しい毒物だったへ聞きがくぜんとはしましたが、こちらが詐欺にかかったような思いです」と語った。このような見解にもと

(2) 昭和29年末から30年7月末までの第二リン酸ソーダの一流メーカー品の価格は、試薬1級キロ当たり170円、工業用はキロ当たり70～80円であった。

(3) 当時の食品衛生法第6条によると、過酸化水素は、漂白剤として使用できても、防腐剤としては使用できないことになっていた。

づき、森永乳業側弁護団には、問題の添加物の製造元の松野製薬または同品を徳島工場へ納入した協和産業の両社またはそのいずれかを告訴すべきだとの意見もあったが、森永製品を信頼して使用した消費者に迷惑をかけたことは事実であり、これを他に責任転嫁すると思われてもならないという経営者の考えから、告訴は見あわせられた。

その後、5人委員会（補償問題の項参照）等による調査で、前記のように3回にわたって第二リン酸ソーダとして徳島工場に納入された問題の添加物の発生と移動経路が次のように明らかにされた。そのそもそもの発生は、アルミを生産する日本軽金属株式会社の工場廃棄物であった。日本軽金属は、昭和28年5月カナダのアルミニウム・リミテッド社と技術提携し、静岡県清水工場で新装置によって操業を始めたが、そのボーキサイトからアルミナを製造する工程から生ずる廃棄物にリン酸成分が多く含まれていた。しかしながら、この廃棄物には多量のヒ素も含まれていたところから、ヒ素を取り除いた上で清罐剤としてこれを利用したい旨を内容として、昭和29年11月、県衛生部に照会し、同県衛生部は、厚生省にその扱いについて伺いをだしていた。しかしながら同工場は、この物質が瀬戸物の塗料用として使用できるかも知れないという申入れを受けて29年の暮れ新日本金属化学会社にキロあたり8円で15トン売り渡した。⁽⁴⁾新日本金属化学ではこれを使用したところ所期の目的に添わなかったため、その大半を「粗製リン酸ソーダ」として大阪の丸安産業に売り渡した。これをさらに丸安産業から買入れた松野製薬は、ヒ素などを含むことを知りながら生駒薬化学工業に脱色精製を依頼し、生駒薬化学は脱色精製の後にアルカリ分の多いものは「第三リン酸ソーダ」アルカリ分の少ないものは「第二リン酸ソーダ」との名称をつけ、木箱につめて松野製薬へ納品した。この精製プロセスでは化学成分上の大きな変化はなかった。こうして作られたいわゆる第二リン酸ソーダが、さらに徳島の協和産業の手にわたり、3回にわたって森永乳業の徳島工場に納入されたのであった。この3回の納入の間には、6月に、協和産業が他の業者から入手した正常な第二リン酸ソーダも納入されていた。

9月20日起訴された小山製造課長と大岡前工場長の徳島地方裁判所における裁判は、61回の公判と度々の証人出張尋問を重ねた後、昭和38年10月、無罪の判決が言い渡された。また過酸化水素の使用で小山製造課長と中島技術部検査課長が起訴されていた件も、無罪の判決がなされた。しかしながら前者については検察側がこれを不満として控訴し、高松高等裁判所は、昭和41年3月、「原審で事実を誤認した疑いがある」として原判決を破棄し徳島地裁へ差戻しの判決を下した。さらに被告人らが上告を申し立てたが、最高裁判所は昭和44年2月、2審を支持し上告を棄却した。⁽⁵⁾

(4) 静岡県衛生部に対する厚生省の回答は、事件後の昭和30年11月になってようやくされたが、その内容は、「毒物及び劇物取締規則には触れないが、取扱いには注意されたい」というものであった。

(5) 差戻し審は昭和45年2月より徳島地裁で始められ、このケースが作成された昭和48年5月15日に結審となり、同年秋に判決が予定されていた。

製品の回収と処分

昭和30年8月24日、岡山県衛生部からの報告を受けた厚生省は、森永ドライミルク（MF罐）によるヒ素中毒の事実を公表すると同時に、森永乳業徳島工場製品の販売停止と製品の回収を指示し、29日には徳島工場の製造中止を指令した。

8月24日から厚生省、各府県、森永乳業等は、問題のMF罐（徳島工場製ビタドライミルク）の回収に全力をあげ、8月25日には森永乳業は附表1に示すような、MF罐に注意をうながす社告を全国紙およびいくつかの地方紙に掲載した。

ヒ素が混入した可能性のあるMF罐は、同年4月13日～8月25日に生産された84万6,524罐であった。このうち、6月26日～8月3日に生産された製品は、正常なりン酸ソーダを用いたものであった。回収されたMF罐の数は、8月28日には約30万罐、9月26日には約50万罐、11月26日には約58万罐、最終的には69万4,977罐となり、未使用のMF罐はこれでほとんど全部回収されたと考えられた。⁽⁶⁾

回収された69万4,977罐は、回収した各府県で封印保管していたが、その後、東京に集められ、東京都衛生局の監視のもとに開罐検査され、有毒分と無毒分に分類された。

回収された69万4,977罐のうち、約3分の2（45万2,180罐）はヒ素を含む有毒分であったが、残りの3分の1（24万2,717罐）は無毒な製品であった。これらの製品の処分方法については、厚生省および東京都衛生局で検討が行なわれていたが、結局、有毒分については、同衛生局の監督の下で、臭気、着色などの処理を施した後、魚粉や小麦等の飼料と混合した上、さらにこれを5パーセント以下の混合率で使用するという条件つきで、育雛用の飼料として、日本飼料株式会社、全国購買農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会などに売り渡された。また、無毒分については、大袋に詰めかえられた後、森永乳業に牛乳を納入している酪農家に、子牛用の飼料として売り渡された。⁽⁷⁾

なお、上記有毒分の利用法決定に際しては、東京都衛生局のもとで約30人の研究者による研究班が生まれ、約5カ月にわたる実験研究がなされ、前記の混入方法によれば、食肉鶏卵を通じての人体への影響はないと結論された。

治療／診断／患者の認定

奇病の原因が森永ドライミルクにあることを最初に通報した岡山大学附属病院などでは、原因の発見と同時に、患者たちにBAL薬剤の注射による治療を開始した。BALは、第2次大戦中毒ガスに対処するために英国で発明された解毒剤で、ヒ素やまむしの毒などに対する強力な解毒効果をもつ薬剤であった。

(6) 当時、森永ドライミルクは、1ポンド（454グラム罐）を300円で販売していたので、総回収量約69万5,000罐は、重量にして約312トン、市価にして約1億9,000万円に相当した。

(7) これらの製品処分の代金（約1,500万円）は、後述の財団法人「森永奉仕会」の基金の一部として拠出された。

一方、事件発生後厚生省では、患者の早期発見にも全力をあげ、問題のドライミルクが流通している関係各県では検診班や保健婦を総動員して人工栄養児を中心に各家庭を訪問、ヒ素中毒の疑いのある乳幼児を捜し出した。また、厚生省は9月1日付けで「森永MF調整粉乳による砒素中毒の患者処理について」という通達を各府県に発し、被災者の認定方法に関する指示を行なった。この通達と後述の診断基準にもとづいて各府県では、それぞれ衛生、公衆衛生などの担当部門長や学識経験者などから成る「砒素中毒患児死者調査委員会」を設け、患者の認定にあたった。この結果、昭和31年6月9日までに発病者数12,131名（うち死亡130名）を含む認定被災者名簿が作成された。

厚生省は、この間、10月6日、患者にヒ素による症状があるかどうか判定する「診断基準」の作成を日本医師会長に依頼した。この依頼は、日本医学会長を経て、10月8日、大阪において開かれた小児保健学会で協議された結果、「小委員会を設けて討議決定すること」になり、10月9日、西沢義人阪大教授、浜本英次岡山大教授、北村義男徳島大教授、平田美穂兵庫医大教授、中村恒男京都府立医大教授、吉田邦男奈良医大教授らをメンバーとする6人委員会が作られた。6人委員会は11月2日、日本医師会長を通じて次のような答申を行なった。

1. 診断基準

中毒症の区分を第1度、第2度、第3度と呼ぶ。（軽症、中等症、重症の言葉は使わない方がよい。）

下記条件に該当するものを第3度とする。

MF印調整粉乳を飲用して

(1) 死亡した者。（但し昭和30年8月24日以後に死亡した者に限る。）

(2) 生存者について

(A) 必須条件

(イ) 原則として強度の色素沈着し但し重症者にして色素沈着が軽度の者もあり得る）。

(ロ) 強度の肝臓肥大（3横指以上）且硬化

(ハ) 強度の血液像変化（極期において赤血球250万以下、ヘモグロビン40%ゼーリ以下、白血球4千以下の3条件を具備することを要す）。

(B) 附帯条件

(イ) 発熱

(ロ) 心臓障碍（心電図、レ線像の変化を認めうる者が多い）。

(ハ) 脳症状（全身痙攣、アパチー、意識消失、昏睡、ツレモール）

(ニ) 浮腫

(ホ) 黄疸

(ヘ) 腹水

(ト) 尿所見(ウロビリノーゲン増加、ミロン反応陽性)

下記条件に該当する者を第2度とする。

(A) 必須条件

(イ) 血液像の変化(赤血球3千万以下、ヘモグロビン50%ザリー以下、白血球5千以下の3条件を具備することを要す)。

(ロ) 色素沈着

(ハ) 肝肥大(2横指以上)且硬化

(B) 附帯条件

(イ) 発熱

(ロ) 心臓障碍(心電図の異常、レ線像の肥大)

下記条件に該当する者を第1度とする。

(1) 色素沈着

(2) 肝肥大(約2横指)

(3) 軽度の貧血及び白血球分析において好中球少20%以下

但し書、色素沈着は原則として必須条件であり、他の2条件を具備しなくとも、中毒患者ならしうる。他の2条件があって色素沈着をかき、而も中毒と判定するためには、他の確実なる検査(例、尿又は毛髪より砒素を証明する等)を必要とする。

附記、第1度、第2度、第3度とも上記症状の外に脱毛、皮膚炎、砒素天疱瘡、骨レ線像等比較的砒素中毒症に特有な症状の有無軽重を考慮に入れる。

2. 治癒判定基準

(1) 必須条件

(イ) 一般症状が完全に消失していること。

(ロ) 血液像が略正常に復していること。

(ハ) 肝臓が軟かくなり大きさも2横指以下に縮小している事。

(2) 附帯条件

(イ) 心電図が正常に復していない者は、以後の健康管理を要す。

(ロ) 眼症状が正常に復していないものは、以後の健康管理を要す。

(ハ) 色素沈着は多少残存しても顧慮するには及ばない。

(ニ) 中毒者で以上の基準外にあると思われる者は、特に専門的な検討により決定すること。

3. 後遺症

現段階における所見(例、眼底所見、肝臓障碍等)が後遺症となりうるか否かは未だ断定しえない。

4. 治療指針

今回の中毒患者については、患者は夫々適切と思われる治療により殆ど全部治癒し

ている。然しながらその治療法は極めて多岐で而も各自に理論的根拠によって処理せられたものと解せられるので本委員会において、結論を出すことは、非常に困難である。

この間においてもBALの注射、輸血、メチオニンやビタミン剤の注射などの対症療法が各地で続けられ、多くの被災児から臨床症状が急速に消えていった。9月16日には、岡山大学医学部の浜本英次教授をはじめ、岡山大学医学部、岡山赤十字病院小児科、中毒の犠牲となった愛児をすすんで解剖のために提供した3人の児の親、および岡山県衛生部などが、本事故の原因追求、患者対策、拡大防止などに貢献したということで、川崎厚生大臣から表彰された。入院していた患者も次々と退院し、多くの軽症患者は全快と判定された。厚生大臣の表彰を受けた浜本教授は、10月23日、島根県の松江市で開かれた中四国小児科学会で特別講演を行ない、同大学病院で治療した患者約400名のうち全快しないのは3名だけで、あとは解毒剤BALによって完全に治り、後遺症の心配もない、と発表した。しかしながら、岡山大学の小田助教授など、ヒ素中毒の後遺症はありうるとする医学者の意見も発表された。

昭和31年3月26日、厚生省は公衆衛生局長通牒によって、本事故の認定患者に対する精密検診を実施し、後遺症またはその疑いのある者を報告するよう各府県に指示した。その結果各府県では、地元医師会の協力のもとに6月～9月にかけて、前記の6人委員会が答申した治癒判定基準を採用して精密検診を行なった。この精密検診の受診者は6,733名（申込み段階では7,398名）であったが、このうち6,643名は治癒と診断され、残りの90名は要治療もしくは要観察と診断されたが、後遺症またはその疑いがあるとの診断は1例もなかった。この90名については、その後各府県で個別の観察と治療が続けられた結果、昭和31年中に58名、32年中に28名、34年中には残り全員がそれぞれ治癒と判定された。それらの判定結果は個人ごとに各府県から通知がなされた。

補償問題

8月24日の新聞報道の直後、森永乳業は、「患者の治療費は会社が全額負担する」とことを表明し、8月31日には、附表2に示すようなお詫びの社告を全国紙およびいくつかの地方紙に掲載した。9月に入ると、七海、山口、中山の3重役が現地に出向き、大阪営業所長らとともに岡山地区の被災者宅を訪問したほか、100余名の従業員が26府県をまわり、一軒一軒訪問しては問題解決にあたった。この際、とりあえず死亡者については10万円（見舞金、葬儀料、供花料、香奠として）を渡し、患者については、入院者1万円、通院者5,000円の見舞金を渡した。また、患者に対しては、(1)主治医の意見により、病院、医院および診療所で治療を受けた治療費（治療費、薬剤代）、入院費（看護料共）を支払う、(2)8月24日以前の治療費も、医師が本件中毒症であると認定したものには支払う、(3)通院者には、通院の諸費用として1日につき150円支払うほか、通院に要した

交通費（電車賃、汽車賃、バス代、船賃などの実費）を支払う、(4)見舞品としてベータドライミルク（金線）3 罐（価格 9 0 0 円）を贈呈する、(5)見舞金として金一封を贈呈する、などの趣旨を述べた印刷物を添えた。森永乳業は、また、解毒剤 B A L 3 0 0 函（1 2 0 万円相当）とベット 6 0 台（2 0 万 4,0 0 0 円相当）を岡山日赤などの病院に提供した。

一方、患者の家族や遺族の中には被災者同盟を作る動きが現われ、8 月 2 8 日に岡山日赤病院の入院患者を中心とした「被災者家族同盟」が結成されたのを皮切りに、他病院でも同様な組織が生まれた。9 月 3 日には「全岡山ヒ素中毒被災者同盟」が結成されたほか、徳島、大阪など他の府県でも同様の組織が作られた。これに伴って、各県の同盟組織と森永乳業（本社または各県営業所、工場など）との間にいくつかの交渉がもたれたが、要求内容が多岐にわたり、出先事業所では決定ができないこともあって折合いがつかず、それぞれ物別れとなった。当初各府県の被災者同盟は、個々に森永乳業との交渉を行っていたが、相互の連絡はほとんどなかった。9 月 6 日岡山同盟が森永乳業側との交渉で次の 3 項目の要求を行なった。

- (1) 治療費、通・入院・治療費およびこれに付随する諸費用を即時負担すること。
- (2) ヒ素の沈着などによる将来の肉体的異常、後遺症、後年発病または不具となりたる場合の補償的処置をとること。
- (3) 死亡者、重症者、中等症者、軽症者に対しては、前記第 1 項および第 2 項の全員以外につきの区別による全員を加えて支払うこと。死亡者 2 5 0 万円、重症者 1 0 0 万円、中等症者 7 0 万円、軽症者 3 0 万円。

これが翌日の新聞で大きくとりあげられると、各地の被災者同盟から連絡があいつぎ、つづいて、大阪、広島、徳島、奈良、の各同盟が岡山と同様の要求を出したことが次々と報じられた。そして 9 月 1 8 日には、岡山市で、岡山、大阪、和歌山、奈良、広島、香川、滋賀の各府県代表者 3 0 名が集って討議した結果「森永ミルク被災者同盟全国協議会」を結成することが決議され、未参加の各府県にも呼びかけが行なわれた。またこの場で、全国協議会としての補償要求金額については、先に岡山県の同盟が独自に森永乳業に対して提出していた基準にならって、死亡者 2 5 0 万円、重症者 1 0 0 万円、中等症者 7 0 万円、軽症者 3 0 万円の線を押すことになり、協議会が森永本社と直接交渉することを申し合わせた。

こうした被災者側の要求に関して、森永乳業の七海常務は、9 月 2 6 日、取材した新聞記者に、次のように語った。「いま、1 0 0 人余りを各府県に派遣して対策に当たっている。重役以下不眠不休でお詫びの努力を続けてきたが、患者の数も多く、病状も千差万別で、いまだにはっきり患者を確認できない。患者を扱った医者も簡単に軽症か重症かも判断できない始末で、厚生省が症状によって基準を作ってくれれば幸いと思っている。死亡者にはすでに払っている 1 0 万円のほか慰謝料を出すつもりだ。今のところ、治療費は 8 月以前にもさかのぼって払っている。一部では膨大な補償を要求する向きがあるが、私たちの

誠意が認められ、患者から感謝されている例も多い。」

また同じ日、厚生省の楠本環境衛生部長も、補償問題に関して記者に次のように語った。「補償費は本来森永と患者側との話し合いで解決すべきものだが、結局は厚生省があっせんし乗り出すことになるかもしれない。まだしばらく様子を見ている。」

10月3日、森永乳業と被災者同盟全国協議会（以下単に全協と呼ぶ）との会談は物別

れに終り、全協は厚生大臣、国会、労働組合、新聞社、政党などへ訴えの活動を行なった。

10月5日、両者の交渉は再開され、次のような協定書と合意事項が定められた。

(1) 会社はMF中毒患者の入院者の保護者に対し、患者1名につき1日430円の付添費を全国一律に支払う。

(2) 会社はMF中毒患者の保護者に対して患者が通院する為に要した交通費の実費を支払う。

(3) 通院中の諸費用として会社は通院者の保護者に対し通院1日に付150円を支払う。

(4) 会社は既に通院患者の保護者に贈呈されている見舞金5,000円の他に更に2,000円を贈呈する。

(5) 会社は既に使用済みの事故粉乳代の払戻しについては現状において処理手続き困難につき、中毒患者1名に対し3罐の森永ベータドライミルクを贈呈する。

(6) 会社と協議会の交渉地は原則として大阪とし、会社の出席者は代表取締役大野勇、常務取締役七海久とする。

(7) 協議会は委員長1名、副委員長若干名、事務局長1名の外、各府県から各1名の代表者が出席する。

(8) 会社は協議会と10月23日大阪において交渉する。その際協議会に対して弔慰金の金額の試案を提出する。

合意事項

(1) 患者家族の減収の補償、並びに入院者・通院者のアンバランスは最終的な補償で調整する。

(2) 補償金額決定の時期は (イ) 患者全快の時期、 (ロ) 財政的見通しの立った時期、 (ハ) 診断基準が確定した時期、以上3項がそろった時期（大体年内に可能と思う）とする。

第2回中央交渉を2日後にひかえた10月21日、厚生省は、「森永ドライミルク中毒事件の補償問題の解決をはかるため、双方からの要請もあったので第三者の5人の委員から成る委員会を設けることになった」旨を発表した。この通称「5人委員会」は、時事新報社取締役内海丁三、東京都済生会中央病院長小山武夫、専修大学講師・人権擁護委員田辺繁子、弁護士正木亮、弁護士山崎佐、の5氏で構成された。これら5人の委員は厚生省の依頼に応じたものであったが、実際には、「厚生省附属の委員会でもなく、森永の委員会でもなく、被災者側の委員会でもなく、ただ第三者として公正妥当と認める本件補償問

題解決案の作成を主たる任務とする」ものとしてこの委員会を発足させた。そして、この事件は森永乳業だけに関わるものではあるが広くわが国の粉乳製造業界に重大な影響を及ぼすことになるという見地から、この委員会に関する諸費用は、日本乳製品協会が負担することになり、その後、5人委員会もこの点をその意見書に明記した。10月23日予定通り大阪で開かれた森永乳業と全協との第2回交渉で、森永乳業側は、「会社としては、すでに一切を任せて5人委員会のあっせんに服するとの一礼を厚生省に入れたので、全協・同盟との直接交渉は、委員会のあっせん結果が出るまで猶余してほしい」と申し入れた。

以上のような理由から、森永乳業と全協との直接交渉は中断したが、この頃を契機として、全協内部に足並みの乱れが目立ち始めた。まず、第2回交渉を直前にした10月22日の全協代表者会議では、本部を岡山から大阪に移すことで意見が対立し、また、5人委員会の評価についても内部で意見が分れた。つづいて11月に入ると、大阪府同盟は独自で要求金額の白紙還元を決定し、香川県同盟は死者弔慰金を50万円に値下げすると発表した。さらに、滋賀県同盟は全協を脱退し、島根、鳥取、高知、栃木などは音信不通となった。

12月15日、5人委員会は、次のような内容を結論とする報告を小林厚生大臣に報告した。

1. 補償基準としては平等に取扱うことを原則とした。
2. 死亡者への補償額は一応15万円が適当と思うが、愛児を失った両親の心情や業者としての森永の立場を考え、さらに10万円を増額して計25万円を死亡者1人に贈呈すべきである。これの実行方法としては、森永から死亡者に対してすでに10万円が贈られているので、残り15万円が新たに家族に支払われることになる。⁽⁸⁾
3. 患者に対しては1人につき1万円を贈るが、すでに入院患者には1万円が贈られているのでこれを受取ったものはそのままとする。通院患者で5,000円を贈ったものについてはさらに5,000円を追加する。なお、森永は入院患者に対し何らかの追加を約束したようだが、もしその必要があるならばその金額は1人2,000円限度が適当である。
4. 今度の補償額によって森永が補償すべき死亡者及び患者は、厚生省当局が12月9日までに確認したもの（死者113名、患者1,778名）に対し行なうべきである。しかし、この日以降でも、当局が確認した被災者に対しても同様の補償をする。また、患者がその後死亡した場合には、当然死亡者としての補償額を贈る。
5. 患者がこの中毒に原因して別の病気にかかったことが明らかに診断された場合は、森永は治療その他について中毒患者と同じく配慮する。また、将来医学上後遺症が確認された場合は、別に補償方法を考慮する。

(8) 5人委員会が、補償金額の決定に際して参考とした戦後の集団災害の補償例を附録2に示す。

6. 患者に対し現在行なっている治療費・入院費・通院費などの支払いは今後も引き続き実行する。

この5人委員会の報告と発表に対し、森永乳業は、直ちにこの提案を実施する意志のあることを発表し、全被害者宅に「5人委員会意見書全文」、「5人委員会の裁定を直ちに実施する旨の通告」、それに各被災者に支払われるべき現金書留と領収証などを送付した。 5
入院患者に対しては、追加金額の2,000円も含まれていた。

一方、全協は、この内容を不満とし、同日、森永乳業本社に対し即時団交を開始するよう要求し、森永側は18日に会見する旨を回答した。18日の交渉は19日の朝まで徹夜で続けられたが、19日朝午前5時、全協側は、次のような新要求を提出した。

1. 死亡者に50万円の弔慰金、重症者に20万円、中症者に10万円、軽症者に5,000 10
～7,000円の補償金を支給。
2. 被災者に対する定期検診制度の確立。
3. 中毒症状に対する研究機関の設置。
4. 日常家庭における健康管理費として、今後6年間毎月2,000円を全被災者に支給。

森永乳業側は、「検討して26日に話し合いを再開したい」と回答し、これに対して全協側 15
は「26日の回答に誠意が認められない時は直ちに森永の全製品に対する不買運動を起す」と宣言した。

26日の森永乳業側からの回答は次のようなものであった。

1. 5人委員会の意見書は妥当なものとするから、死亡者、患者へのこれ以上の補償は 20
応じかねる。しかし死亡者には一周忌に香華料として金一封、患者には健康増進の一助
としてドライミルク若干を贈る。
2. 定期検診制度・研究機関の設立などには異存はないが、当局ならびに医療機関にはか
ったうえ具体化を決める。

交渉は決裂し、全協側は、翌27日から森永全製品不買運動、街頭デモ、森永乳業各支 25
店への座りこみ、などの活動に突入した。香川、岡山、広島の国鉄物資部など、この不買
運動に同調するものも現われた。

年が明けて昭和31年1月6日、森永乳業は、「5日までに、被災者11,788人の家族 30
の98%が前記の回答に応じて補償金を受け取った。6日現在で明らかに受取りを拒否し
ているのは68名で、このほか世帯主不在や戸籍上の問題のため受取人不明確などの理由
で130人が返送してきている。補償総額は約1億6,400万円に上り、これ以外の、患
者の入・通院費、治療費、MF罐ドライミルクの回収などを含めて、この事件で森永乳業
としての支出は約6億8,000万円に達した」と発表した。

そして、昭和31年4月、全協と森永乳業との間に附録3に示すような妥結案が成立し
円満解決したが、その主な内容は次のようなものであった。

1. 森永乳業は3月26日付けの厚生省通達による一斉精検診の実施に積極的に努力する。 35

2. 将来後遺症と認めるべき事例が確認された時には、会社は妥当な補償を行なう。
3. 会社は死亡者に対し一周忌に3万円、全被災者にベータドライミルク2罐を贈る。
4. 会社は育児栄養に関する研究助成機関を設立する。
5. 全協およびその加盟府県同盟はその結成の目的を達したもとして解散する。
6. 森永乳業は、要請に応じて全協・同盟が結成以来要した費用を支払う。

5月2日正午、森永乳業本社で双方の代表者が妥結案に調印し、全協は同日解散した。各地の同盟もつぎつぎに解散していった。しかしながら、岡山県同盟の解散にあたっては、依然として上記妥結案の内容を不満とする人々の中から、55名は対森永損害賠償請求の民事訴訟を起すことになり、また他の234人は新組織「森永ミルク中毒の子供を守る会」に結集した。⁽⁹⁾

以上のような、森永乳業と被災者同盟の交渉の間、昭和30年10月には、全国に17ある森永乳業の集乳工場につながる約43,000戸の酪農家の間では1戸50円の見舞金カンパが行なわれ、約230万円が犠牲者への見舞金として届けられた。また、全森永労働組合（製菓、乳業、商事、醸造、キャンデー・ストアなどにまたがり、組合員7,200人）では、昭和30年9月16日の大会で、組合の闘争資金の中から500万円をさき、全被災者に見舞品を贈った。同組合加盟の乳業労組（組合員1,500人）は、年末ボーナスを返上し、補償の一部に当てるよう会社側に申し入れた。酪農家のカンパと返上されたボーナスは、会社の支出する治療費や補償費の一部にあてられた。

その他のアクション

<森永奉仕会の設立>

全協との協定に基づき、森永乳業は、乳幼児の栄養の向上を図るための研究機関として、財団法人森永奉仕会を設立した。昭和31年8月、回収製品の売却代金約1,500万円（製品回収の項参照）を含む、同社からの寄付金3,000万円を基金として発足することに決定し、翌32年2月20日厚生大臣の設立認可を得た。爾来、同社から毎年寄付が続けられ、昭和41年度には、基金は当初の目標額の1億円に達した。同奉仕会は昭和32年の設立以来、このケースの書かれた昭和48年までに厚生省当局の監督の下に、医学、栄養学、農芸化学、畜産学、獣医学、その他の学会の推薦した約1,000件の研究に奨励金を贈ってきたほか、病院に対する医療機器の寄贈、講演会の開催などの活動を行なっていた。

<徳島工場の改革>

3カ月間の営業停止処分を受けた徳島工場は、その間における全国酪農協同組合連合会

(9) この55人が森永乳業を相手として岡山地方裁判所に起していた損害賠償請求の民事訴訟は、昭和39年4月、訴訟費用の実費補填で示談となった。

の運営からひきつづき練乳の生産だけを行なうことになった。そして同工場はこれを機会に約1億円を投じて設備のオートメーション化を図るなど、このような事故の再発を防止するためのアクションをとった。また、原料品とくに添加物の調達方法を全面的に変更し、本社資材課経由、中央研究所検査課のロット検査合格品のみの使用を認めることにした。そして、さらに、育児用粉乳その他の保存性製品については、出荷前判定に工場検査と研究所検査課判定のダブルチェックシステムを採用することになった。

<人事異動>

森永は、この事件で大幅に人事を異動した。それまで森永製菓と森永乳業の両方の社長を兼任していた森永太平氏が乳業の方を辞め、製菓の専任社長となった。そして、森永商事の大串社長が乳業の社長に就任し、大野代表専務取締役はその職を辞任し常任参与となった。常務取締役の七海氏を取締役に格下げしたほか荻原常務取締役も取締役を辞任し、技術部長も移動され、新たに中央研究所が技術部の所管から独立した。また、社外から人材を招おなどして、本社の技術幹部もほとんど一新された。

<食品衛生法の改正と検査・監視体制の強化>

本事件に際し、食品の安全性を確保するための食品衛生法と厚生省の指導体制について多くの問題点が指摘されたが、これに対し、川崎厚生大臣と厚生省は次のような対策を処置した。

1. それまで製品の検査だけに限定されていた当時の食品衛生法を改め、育児用乳製品等の製造については、食品衛生管理者の設置を義務づけ、製造過程の監視も義務づけることとした。
2. 食用または食品の添加物として使えるものとその使用量の規定は、化学合成品に限られていたが、これを第二リン酸ソーダなど化学的合成品でありながらそれまで自然物として取扱われていたものにまで広げ規格基準を規定した。
3. 当時食品衛生監視員は、全国で4,000名の定員がありながら、実動員は1,000名しかおらず、監視の手が不足していた。これに対処するため、補助金制度を導入し、当面3,000人を目標にこれを増加させるよう指示した。

森永乳業株式会社の沿革と当時の粉乳市場

森永乳業株式会社の歴史は、大正6年9月、森永製菓株式会社が、千葉県にあった愛国煉乳株式会社を買収し、これをもとにして日本煉乳株式会社を設立したことによって始まった。これは、森永製菓が大正3年に発売して以来主力製品となっていたミルクキャラメルの原料である練乳の自社製造を目指して行なった処置であった。大正9年7月、日本煉乳は森永製菓に合併され、同年11月から、アメリカのパフロバック社より購入設置した設備を用いて、練乳のほかにはわが国でははじめての国産品育児用粉乳ドライミルクを発売した。

その後、昭和2年9月、森永製菓練乳部が分離独立して森永練乳株式会社となり、昭和4年には、前年に発売されていた“明治牛乳”につづいて“森永牛乳”を発売した。昭和8年、森永練乳から森永牛乳株式会社が分離独立したが、昭和15年12月には、これが東洋製乳という別会社とともに森永練乳に吸収合併され、翌16年5月には森永煉乳は森永乳業株式会社と改称した。

5

昭和17年10月、戦時体制の中で、森永乳業は再び森永製菓に吸収合併され、昭和18年11月には、森永製菓も森永食糧工業株式会社と改組された。この間、昭和16年には、支那事変の勃発と共に、国策として企業の合同合併が促進され、北海道においては乳製品の計画的生産を遂行するために設立された有限会社北海道興農公社に、森永からは、空知、野付牛、胆振、江別の4工場が現物出資された。明治と森永は、どちらの場合もこれら北海道の出資工場の操業が全社営業の7割近くを占めていたので、両社とも経営上大きな打撃を受けた。

10

戦後、森永乳業株式会社は、昭和23年4月13日、森永食糧工業（昭和24年10月に森永製菓株式会社に復称）から再度分離独立し、資本金1,000万円の新会社として復興の歩みを始めた。1,000万円の資本金は、その年の10月に7,000万円に増資された。一方、業界各社からの供出で設立されていた北海道興農公社は、北海道酪農協同株式会社となっていたが、昭和25年占領軍から過度経済力集中排除法の適用を受けて、北海道バター株式会社と、雪印乳業株式会社の2社に分割された。これに際して、北海道内から1つずつの工場が明治乳業と森永乳業に返還された。

15

昭和25年3月31日、乳製品の統制が解除されると各社とも活発な営業活動を開始した。森永乳業は、昭和25年11月、わが国でははじめてのビタミン強化および窒素ガスを充填した森永ビタミン入りドライミルクを、昭和27年6月には業界初のビタミン入りホモジナイズ牛乳（森永ホモ牛乳）を発売した。ビタミン入りドライミルクの発売によって従来母乳を補う育児用乳製品の主役であった練乳は、その座を調整粉乳（育児用粉乳）に譲るようになった。

20

25

同社はさらに、昭和28年、牛乳中に含まれる乳糖をベータ化して添加することに成功し、同年12月にビタミン入り森永ベータドライミルクを発売した。この新製品の発売に加えて、昭和26年5月以来各地の新聞社や保健所と協力して行なってきた赤ちゃんコンクールなどの効果も現われ、粉乳事業では、順調にトップの座を維持しつづけていた。昭和30年当時、育児用の調整粉乳は全国で毎月約96万罐（1罐は1ポンド：454グラム）が生産・販売されていたが、そのうち50%以上を森永乳業が、残りを明治乳業、雪印乳業、北海道バターなどが生産していた。

30

10 森永のエンゼル・マークは、明治38年、当時森永製菓が販売していた森永マッシュマロの別名エンゼルドからヒントを得たアメリカ大使館のバック夫人の推薦で決めたものであるが、森永乳業でもこれを商標として創業以来使用してきた。

森永乳業は、昭和30年当時、年間約90億円の売上高と4億円の税引き前純利益をあげていたが、その約3分の1はドライミルクによるものであった。(附表3参照)。また当時同社のドライミルクのうち、事故の起きたビタミン入りミルクは約3割、ベータドライミルクが約7割を占めていた。

附 表 1

M F 罐に注意を促した社告（8月25日）

罐記号 MF にご注意下さい

森永ドライミルク
ご愛用の皆様へ お詫びとお願ひ

この度、岡山、広島等に発生しました人工
栄養児の原因不明の中毒症状につきましては、
目下岡山県衛生部その他で調査中でありま
す、その中間報告によれば、弊社徳島工場製
のビタミン入りドライミルクのご愛用者と思
われますので、弊社は直ちにこの製品は製造
を中止し、全力をあげて回収の手配をいたし
ております。

つきましては、もしお手持のビタミン入り
ドライミルク罐の裏面に、MFの印の入った
ものがありましたら、お手数ながらご使用に
ならないよう、直ちにお買上げの店でベータ
乳糖入とお取替えをお願い申し上げます。

事故製品は全工場中、徳島工場製のみで、
主として中国及び四国地区に販売されてお
ります。 弊社は
原因の判明次第、全力をあげ、誠意をもって、
善処する所存でございますが、ご愛用の皆様
に多大のご迷惑をおかけいたしましたことを
深くお詫び申し上げます。

尚、ベータ乳糖入りドライミルク（金線入
り）は松本、平塚両工場のみで製造しており
岡山で検査の結果この種のご心配はございま
せん。

昭和三十年八月二十五日

東京都港区芝田町一丁目十二番地
森永乳業株式会社
代表取締役 大野 勇

（注） 縦、横とも原寸の約3分の2の縮尺

附 表 2

お詫びの社告（8月31日）

謹んでお詫び申し上げます

このたび 弊社徳島工場製ドライミルクについて 由々しき中毒事件
をひき起し 御愛用者の中から多数の中毒犠牲者を出し 各方面に多大
の御迷惑をお掛け致しましたことは誠に申訳なく謹んでお詫び申上げま
す

事故の原因は製造工程中に使用致しました安定剤について厳密な検査
を逸していた点にあることが判明しまして誠に慚愧にたえません 事故
のため御愛児を喪われた皆様方の御心情をお察し致しますとき何と申上
げてよいか言葉もない次第でございます 出来得る限りの弔慰をさせて
いただき御冥福を祈り償いの一端と致したい存念でございます

また病床に呻吟せられるお子様方には出来るだけ十分の治療をしてい
ただけるよう方法を講じて 一日も早く御全快せられますようお祈り申
上げております

尚 事件発生以来 御当局並に関係各位には治療上万般の御配慮を賜
り 事故品の迅速な回収に御尽力いただき事故の波及を極力防止出来ま
したことは深謝に堪えません また全国の販売店並に同業各位に多大の
御迷惑をおかけ致しましたことは誠に申訳ない次第であります

今回の失態に対し弊社はここに深くお詫び申上げますと共に今後再び
かかる不祥事をくりかえさないことをお誓い申し上げます

昭和三十年八月三十一日

森永乳業株式会社
代表取締役 大野 勇

（注） 縦、横とも原寸の約3分の2の縮尺

附 表 3

当 時 の 財 務 状 況

貸借対照表

金額単位：千円

科 目	昭和30年9月30日現在	昭和31年3月31日現在
資産の部		
流動資産	2,120,106	2,730,777
固定資産		
有形固定資産	1,197,891	1,412,683
無形固定資産	3,775	5,325
投資	73,771	83,362
固定資産合計	1,275,437	1,501,371
資産合計	3,395,543	4,232,147

科 目	昭和30年9月30日現在	昭和31年3月31日現在
負債の部		
流動負債	2,222,395	2,783,278
固定負債	281,009	731,842
負債合計	2,503,404	3,515,320
資本の部		
資本金	465,000	465,000
資本剰余金		
(再評価積立金)	37,040	37,099
利益剰余金	390,099	214,923
資本合計	892,139	717,027
負債資本合計	3,395,543	4,232,149

損益計算書

金額単位：千円

区 分	(自昭和30年4月1日 至昭和30年9月30日)第13期	(自昭和30年10月1日 至昭和31年3月31日)第14期
売上高	4,327,754	4,413,347
売上原価	3,638,292	3,677,946
売上総利益	689,462	735,401
一般管理費及販売費	469,207	466,162
営業利益	220,255	269,239
営業外損益	118,185	100,604
営業総利益	338,440	369,843
法人税等引当て	157,391	164,171
当期純利益	181,049	205,672

当時の朝日新聞社説（8月27日朝刊）

社 説

食 品 管 理 を 厳 重 に

岡山県下に発生した森永乳業製粉ミルクによる中毒は、26日までに死者32名、患者3,000名を越して、人工栄養に頼らねばならない乳幼児をかかえた全国の母親たちを非常な不安に陥れている。

死体解剖と問題の粉ミルクの定量分析によって、原因は混入したヒ素によることが、ほぼ確定したが、混入径路および混入の原因に至っては、いまだにはっきりしないままである。

粉乳にヒ素が混入するなどという夢にも考えられぬ非文化的な中毒事件が、なぜ起ったか。まず考えられることは食品管理制度であるが、その唯一の拠り所となっている食品衛生法は、はなはだ大まかなもので、運営の面では無力に近いといえる。たとえば、とりわけ厳重を必要とするはずの乳製品に関する省令では、水分、脂肪、細菌数、大腸菌数検査は規定しているが、それ以外の化学的検査については、何ら触れるところなく、ビタミン、カルシウム、鉄成分などの添加物検査などは素知らぬ顔である。

また同法が認めているズルチンのような人工甘味料ほか百種に余る食品加工剤も、微量ならば無害と言えようが、量が多ければ明らかに有害なものが多い。無制限使用を認められているズルチンは、発ガン性物質であることは周知の事実で、こんなものを使っているのは日本とドイツだけであり、ドイツでは1キロ当り0.3グラム以上の使用は許可せず、使用製品にはその事を標記させるなどの注意を払っている。この際、食品衛生法を全般にわたって再検討し、その不備を正さなければならぬ。

中毒事件ごとに、食品の検査並びに監視に従事するもの手不足がその弁解に使われる。各県に衛生部があり、各地に衛生試験所、保健所がある。その上なおかつ人員不足であるならば、増員がなさるべきである。事は人命に関する問題である。何をおいても万全の処置を尽して、不祥事の再発防止に全力を注ぐべきである。

次に業者の問題であるが、ことし3月、雪印乳業の脱脂粉乳による学童2,000名の中毒事件の記憶も生々しいうちに、再度の事件である。当時、厳しい自粛申合せと、自主的検査の強化を約束したはずであるが、それがどのように実行されたのか。ブドウ球菌がなぜ混入したかの調査すら、ついにウヤムヤである。また、予想外の毒物検査までするには大設備を必要とし、到底一会社の資力のよくするところではないという弁解も聞くが、検査や分析の何らの手段も持たぬ国民は、中毒に甘んじるほかはないのであろうか。業者の注意不足が、激烈な販売競争によって間接にひき起されたものでないことも信じたい。自粛の実を早急にあげてを望む。

中毒事件のひんぱつを省み、中毒に関する医学的および薬物学的研究が、一段と強力に推進される必要をも痛感する。

附 録 2

集 団 災 害 に お け る 補 償 例

終戦後における集団災害として著名なものは、次の六例があって、その補償はそれぞれ下記の通りである。

1 昭和23年10月の京都におけるジフテリア予防接種禍事件

死者が68名あって、その平均年齢は2歳であった。これに対し平等に金10万円を贈り、患児に対しては治療費の外特に見舞の金品は補償しなかった。

2 昭和26年4月24日の横浜桜木町事件

死者が103名あって、その中の乳幼児に対しては、弔慰金として平等に金13万7,000円、なお「政治的考慮」という名目で別に金5万円、合計金18万7,000円を贈り、負傷その他の疾患児に対しては、特に見舞の金品は補償しなかった。

3 昭和27年4月9日の日航機木星号事件

この事件における被災者は、総べて成人のみであって、児童及び乳幼児は1人もいなかったため、本件とは違いますが、これ等成人の被災者に対し葬祭料として平等に金10万円を贈り、弔慰金は種々の差等があったようであるが、平均金百万円を贈った。

4 昭和29年9月26日の洞爺丸事件

死者が1,052名あって、香奠として総裁より金5万円、局長より金1万円、留守宅見舞として金5,000円を贈り、外に弔慰金として、18歳以上に金50万円、18歳未満—6歳以上に金30万円、6歳未満に金10万円を贈った。なお後日過失責任が決定すれば、更に考慮するという事になっているようである。

5 昭和29年10月8日の相模湖事件

死者が22名あったが、乳幼児は1人もいなかった。香奠として1人当たり金1,000円から金2,000円贈るということであつたが、その責任者の支払能力が乏しかったため、果して総べてに贈ったかどうかかわからない。

6 昭和30年5月11日の紫雲丸事件

死者の中乗客の死亡は166名あって、香奠、見舞金等は洞爺丸事件と同じで、弔慰金として乳幼児に対しては平等に金20万円、なお「政治的考慮」という名目で別に金10万円、合計30万円を贈った。

なお集団災害による賠償例ではないが、幼児の死亡に対し、業務上の過失致死の責任ありとして、賠償を命じた判決例を参考のため示せば次の通りである。

1 昭和25年4月7日東京地方裁判所判決（昭和23年（ワ）第3014号事件）

電車事故に因る満7歳の男児の死亡に対し、慰藉料として、父に対し金4万円、母に対し金3万円の賠償を言渡した。

2 昭和25年7月7日東京地方裁判所判決（昭和22年（ワ）第1609号事件）

電車事故に因る満12歳の女児の死亡に対し、慰藉料として、父に対し金3万円、母に対し金3万円、外に葬式その他の費用として金5,094円、計6万5,094円の賠償を言渡した。

3 昭和26年8月15日東京地方裁判所判決（昭和25年（ワ）第683号事件）

電車事故に因る満7歳6月の女児の死亡に対し、父に対し金5万円、母に対し金5万円、外に医療費8,600円、葬式費金6万8,690円、計金17万7,290円の賠償を言渡した。

被災者同盟全国協議会と森永乳業の妥結案

A 覚 書

森永乳業株式会社（甲）及び森永ミルク被災者同盟全国協議会並びに同加盟府県同盟（乙）は粉乳中毒に係わる双方の間の問題を解決する為次の通り取決めた。

- 1 甲は昭和31年3月26日附厚生省衛発第183号の実施について積極的に誠意をもって努力する。
- 2 甲は本中毒によって将来、医学上後遺症と認むべき事例が確認された時には誠実にして妥当なる補償を行なう。
- 3 乙は上記の確認をもってその結成の目的を達したもとして解散する。
- 4 乙は解散に際してその結成以来要した経費の負担を甲に要請し、甲は乙の解散後に支払う。

B 世話人設置に関する件

- 1 府県が斡旋指定した総合医療機関で精密検診の結果、MF中毒及びMF中毒に起因すると疑われる患者、並びに特に考慮を要する患者に対し、その取扱上会社と患者間の円滑を期す目的をもって、会社は主要被災府県に世話人を置く。世話人は被災者会社双方の信頼する人物を委嘱する。
- 2 世話人は右記とする。近畿（大阪、兵庫、奈良、和歌山）2名。岡山、広島、四国各1名の計5名。

C 治療票の件

- 1 厚生省衛発第183号による精密検診の結果、引継ぎ治療を要する患者には治療票を指定医療機関で交附する。左の患者は治療票を指定医療機関に提出することにより従前通り無料で治療を受けることが出来る。
- 2 治療票の有効期間は発行の日より3カ月とする。治療票を更新する場合は指定医療機関で更に精密検診を受けるものとする。
- 3 治療票の具備すべき要件。(1)要治療患者であることを証明できるもの。(2)精密検診の結果の概要が記録できるもの。
- 4 精密検診受診の為の交通費は会社が負担する。

D 一周忌香華料、研究機関等の件

- 1 会社は死亡者に対し一周忌香華料並びに法要諸費として金3万円を贈呈する。
- 2 会社は育児栄養に関する研究助成の機関としての公益財団法人を設立する。
- 3 全被災者にベークドライミルク（1ポンド入）2罐を贈呈する。

附〔衛発第183号 昭和31年3月26日 厚生省公衆衛生局長〕

森永粉乳中毒患者の精密検診について

標記中毒患者の予後並びに後遺症等についてはかねて重大な関心を持っている所であるが現在尚相当数の患者がある模様である。についてはこれらの患者が精密検診を受けるようにしてその実態を把握することはその予後並びに後遺症の究明に関連して必要であると思われるので関係都道府県は左記により措置され遺憾のないように願いたい。

- 1 精密検診の対象となる者。
 - (1) 通院入院等により現在治療中の患者。
 - (2) 回復者であって、予後後遺症等につき不安を感じている者。
- 2 上記の者に対する精密検診を行なうため当分の間関係都道府県は医師会と十分協議の上、各科を具備し且検査施設の完備した適当な医療機関をあっせんする。
- 3 検診の結果、本中毒に起因すると考えられる患者については出来るだけ上記の医療機関の治療を受けるよう指導す

る。

- 4 精密検診に要する費用及び直接治療費は森永乳業株式会社が負担する。
- 5 後遺症と診断されるか、またはその疑いのある者が発見された場合は速かに厚生省に報告する。

不 許 複 製

日本コカ・コーラ株式会社

慶應義塾大学ビジネス・スクール

Contents Works Inc.